

各務原市認知症者個人賠償責任保険加入事業

個人賠償責任保険とは

認知症の方が日常生活における偶然の事故によって、他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊したりすること等により、法律上の損害賠償責任を負った場合、または、認知症の方が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することとなった場合に備え、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に市が契約者として加入するものです。

※適用される事例

- ・ 他人にケガを負わせてしまった。
- ・ 他人の物を壊してしまった。
- ・ 誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった。



補償内容

個人賠償責任保険 上限 1 億円

※示談交渉サービス付き

保険料

市が保険契約者となるため、被保険者の自己負担はありません。

対象者

見守りシール配布事業利用者の方で、以下のいずれかに該当する方

- ・ 認知症の診断を受けている方
- ・ 介護保険認定調査票または医師の意見書の「認知症の程度」Ⅱa 以上の方

申込方法

利用者本人またはご家族がお申し込みください。

■ 申込方法

申請書を市高齢介護課または最寄りの地域包括支援センターに提出
右の二次元コードから、電子申請を行うこともできます。



■ 提出するもの

申請書、見守りシール登録シート

※申請書は市高齢介護課及び地域包括支援センターでお渡しするほか、
市ウェブサイトからダウンロードが可能です。

個人賠償責任保険の流れ

個人賠償責任保険加入事業への申込み

・申請書の提出

事故発生

・事故があった場合は、速やかにご連絡をお願いします。

保険会社に事故報告

・加入者へ事前に事故報告先電話番号をお伝えします。

保険会社による調査・審査

補償対象
保険金支払い

補償対象外
保険金支払いなし

※補償対象とならない場合もありますのでご注意ください。



相談・お問い合わせ先



小学校区	名称	所在地・電話
那加第一、尾崎 蘇原第一	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	各務原市那加西市場町 7 丁目 285-1 058-371-3081
那加第二、那加第三 蘇原第二	地域包括支援センター 社会福祉協議会	各務原市那加桜町 2 丁目 163 058-383-7624
稲羽西 稲羽東	地域包括支援センター つつじ苑	各務原市大佐野町 2 丁目 58 058-371-2226
川島	地域包括支援センター リバーサイド川島園	各務原市川島河田町 1348 0586-89-2979
鵜沼第一、鵜沼第三 緑苑	地域包括支援センター ジョイフル各務原	各務原市鵜沼小伊木町 3 丁目 170-1 058-379-2521
各務、八木山 中央 1（注）	地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務原市各務おがせ町 9 丁目 282 058-381-3800
陵南、鵜沼第二 中央 2（注）	地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	各務原市鵜沼各務原町 6 丁目 50 058-384-8844

※中央 1 自治会 船山町西、坂井、東島町、各務西組第 1

中央 2 自治会 川崎北、川崎南、三ツ池西第 1、三ツ池西第 2、三ツ池西第 3、三ツ池西第 4、三柿野東、東栄町南、東栄町、中央町、山の前（1 丁目のみ）

各務原市高齢介護課高齢福祉係

058-383-1779（直通）